

令和5年9月15日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
総務課 052-211-2294 ダイヤルイン
<https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>

インフルエンザ予防接種
愛知県医師会の対応医療機関で使用する
「接種補助券」の送付について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年、愛知県内に在勤・在住の方々におかれましては標記の「接種補助券」を使用いただき、インフルエンザ予防接種の利用補助を実施しております。

つきましては、別添の方を対象に「接種補助券」を作成いたしましたので被保険者様に配付のうえ、ご家族の皆様方にもお渡しいただきますようご周知のほどお願いいたします。

なお、この「接種補助券」の使用できる実施医療機関については9月下旬ごろを目途に当組合のホームページでご案内する予定をしておりますのであらためてご案内いたします。

1. インフルエンザ予防接種「接種補助券」について

1	作成対象者	令和5年8月18日現在の被保険者と被扶養者 ※65歳以上の方は除きます。	※65歳以上とは、昭和34年4月1日以前に生まれた方となります。
2	対象者リスト	別紙1のとおり	接種補助券は世帯ごとに同封されています。 被保険者様よりご家族の皆様にもお渡しください。
3	65歳以上の方リスト	別紙2のとおり (65歳以上の方がおられる場合作成)	この方々につきましては、大変お手数をお掛けいたしますが愛知県外の医療機関で実施された場合の補助金対応にて補助をさせていただきますのでご周知のほどお願い申し上げます。 但し、補助限度額は公費による助成がある場合は、公費による助成後の額とさせていただきますので予めご了承くださいますようお願いいたします。

※接種補助券の注意事項

この「接種補助券」には「保険証の記号・番号」・「接種対象者氏名」・「生年月日」・「続柄」が印字されておりますが、氏名欄においてシステムの都合上、漢字で印字が出来ない場合があります、「カタカナ」もしくは「空欄」とさせていただいておりますので、ご本人様におかれましてご記入いただきますようお願い申し上げます。このほか、氏名変更や任意継続被保険者になられた場合なども接種日現在の保険証と一緒に提示すれば、そのままご使用いただけますので紛失しないようご注意をお願いいたします。

今回の同封物

- ①インフルエンザ予防接種愛知県医師会の対応医療機関で使用する「接種補助券」の送付について
- ②令和5年度 インフルエンザ予防接種のご案内について
(接種補助券の封筒に同封のご案内をご参考までに同封しました。)
- ③別紙1 インフルエンザ予防接種「接種補助券」対象者リスト
- ④別紙2 インフルエンザ予防接種「接種補助券」の対象とならない65歳以上の方リスト
(65歳以上の方がおられない場合は同封されていません。)
- ⑤令和5年度「インフルエンザワクチン接種」費用補助のお知らせの封筒
 - ・接種補助券(別紙1の方を対象に世帯ごとに封入)
 - ・令和5年度 インフルエンザ予防接種のご案内について

令和5年度 インフルエンザ予防接種のご案内について

被保険者並びにご家族（被扶養者）の皆様へ

当組合では今年度も下記の通りインフルエンザ予防接種の補助事業を行います。
 今回、**愛知県内の医療機関（愛知県医師会の対応医療機関）**で接種される場合に必要となる「接種補助券」を同封させていただきます。
 この「接種補助券」は令和5年8月18日現在の基本情報を基に被保険者並びに被扶養者の方（65歳以上の方（昭和34年4月1日以前に生まれた方）は除く。）を対象に作成しております。お手元に届きましたら記載内容のご確認をお願いいたします。また、今回の「接種補助券」をお持ちの方で愛知県内の医療機関で接種された場合は、償還払い（実施区分④）の補助金対応はいたしませんので愛知県医師会の対応医療機関（接種補助券使用）または当組合の指定機関（委託機関）にて実施してください。
 なお、**愛知県以外の医療機関で接種を希望される場合はこの接種補助券は使用できません。** 当組合の指定機関又は補助金対応にて実施してください。

令和5年度 インフルエンザ予防接種実施概要表

		愛知県内	愛知県外
実施方法	① 愛知県医師会の対応医療機関における「接種補助券」対応 ^{※1}	△	×
	② 事業所・健保会館巡回実施分	○	△
	③ 当組合の指定機関実施分	○	○
	④ 補助実施分（補助金対応） ^{※2}	△	○
対象者	被保険者・被扶養者		
補助限度額	2,000円		

※1 65歳以上となる方は対象となりません。
 ※2 愛知県内で実施される場合は、原則として補助金対応をいたしません※1の65歳以上の方におかれましては対象とさせていただきます。

●65歳以上の方（昭和34年4月1日以前に生まれた方）の補助金について

65歳以上の方で愛知県内の医療機関で接種された場合は、愛知県外で実施された場合同様の「補助金対応」により補助金の支給をさせていただきます。ただし、補助限度額は公費による助成がある場合は、公費による助成後の額とさせていただきますので予めご了承くださいますようお願いいたします。

愛知県内で接種を希望される方へ

「接種補助券」を利用した次の、愛知県医師会の対応医療機関又は当組合の指定機関にて実施してください。

「愛知県医師会の対応医療機関」における接種の手順・手続き

①「接種補助券」を受取られましたら、「記号・番号・氏名・生年月日」等保険証に記載された内容と一致しているか**ご確認**をお願いします。

②インフルエンザ予防接種を希望される方は、医療機関へ事前に**予約**してください。

※接種補助券が使用できる対応医療機関の**確認方法**は、

①**名古屋薬業健康保険組合ホームページ**にてご確認できます。（令和5年9月下旬頃掲載予定）
<https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>→保健事業→インフルエンザ予防接種

②希望される医療機関へ直接お尋ねください。

③インフルエンザ予防接種を受ける際に、「**接種補助券**」と「**健康保険証**」を必ず医療機関窓口にて提出してください。

※接種補助券は当該年度分（5年度分）以外は使用できません。

④ 医療機関では、接種料金から、健康保険組合の補助限度額（接種補助券「表面」に記載）差し引いた**自己負担金額**をお支払ください。



自己負担金額＝接種料金－健康保険組合の補助限度額（接種補助券に記載）



愛知県以外で接種を希望される方へ

当組合の指定機関又は、補助実施分にて接種してください。なお、**愛知県以外の医療機関で接種される方は、同封の「接種補助券」はご使用になれませんので予めご了承ください。**

お問合せ先 名古屋薬業健康保険組合 総務課 TEL 052(211)2294 <https://www.meiyaku-kenpo.or.jp/>

